

令和7年度第8回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和7年度第8回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長より挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は、■番■■■■委員、■番■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中、本日の出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■番■■■■委員、■■番■■■■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは、議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようですので、採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義なき旨回答することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようですので、採決に移らせて頂きます。 議案第2号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数でございますので、意義ない旨回答することとします。
議案第3号	議 長	続きまして議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当委員さんに事前調査をお願いしております。■■■■農業委員さん報告をお願いします。

	■ 番	■■■■地区担当の■■■■です。本日、■■■■推進委員が所用のため欠席ですので、私の方で説明をさせていただきます。受付番号3-9について、報告します。場所は、■■■■より■■■■に■■■■の場所にあります。11月17日に■■■■推進委員と代理人の■■■■同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は今年1月までは■■■■の自宅の方におられましたが、高齢のため、娘さんの住んでおられる住居へ引っ越しされました。高齢で住居が遠隔地であるため耕作困難であり、また、後継者もないということで譲渡することに決められたそうです。譲受人は、居住地に近く、規模拡大するために譲受けをすることと決められたそうです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	■ 番	譲受人は、■■■■の方ですか？
	事務局長	はい。■■■■をされている方です。
	■ 番	これは、利用権設定を以前されていたということですが、なぜ、■■■■ではないのでしょうか？
	事務局長	一旦、譲受人の個人で譲り受けられて、耕作は■■■■で行われるということは聞いています。
	■ 番	ということは、利用権設定をされるということですか？
	事務局長	利用権設定をするかどうかまでは聞いておりませんが、会社として耕作をしたいという話は聞いておりますので、利用権設定はされるのではないかと思います。
	■ 番	今回、筆数も多いようですが、1反当りどのくらいの売買価格ですか？
	事務局長	今まで、使用貸借権設定で耕作されていたということもあってか、■■■■となっています。
	議 長	他にございませんか。無いようですので、採決に移りたいと思います。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でありますので、申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当委員さんに事前調査をお願いしております。■■■■推進委員さん報告をお願いします。
	■ 番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号5-5について、報告します。場所は、■■■■より■■■■に■■■■の場所にあります。11月17日に■■■■農業委員さんと譲受人であります■■■■同行のもと調査しました。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となって

		いない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。申請地は、先代が所有していた際、宅地の庭の一部として利用していた土地であり、この度、顛末書を添付し今後も宅地と一体利用するために転用申請されたものです。また、空き家の有効活用のため所有権移転をあわせて行うとのことです。周辺農地への影響もなく、農振地域外の農地で、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	■番	県道を挟んで譲渡人の田があるのですが、売買の対象にはなっていないのですか？
	事務局長	ご指摘の田につきましては、同じ■の方で、1年だけ耕作をしてもいいよという方がおられて、その方が今年の12月までは利用権設定されています。その利用権設定が終わった後に、譲受人が所有権移転したい意向があると聞いています。
	議 長	他にございませんか。無いようですので、採決に移りたいと思います。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でありますので、申請通り許可することとします。
議案第5号	議 長	続きまして議案第5号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当委員さんに事前調査をお願いしております。■推進委員さん報告をお願いします。
	■番 ■	■地区担当の■です。受付番号1-3について報告します。場所は、■へ■の場所にあります。11月17日に■農業委員と代理人の■同行のもと調査しました。申請地については、令和4年の利用状況調査により、既にE判定となっており、現況についても既に山林化しており農地への復元は困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	■番 ■	■と■は既にE判定になっていて、申請地は見誤って落ちていたものを今回申請するということですか？
	事務局長	今回の申請は、■が申請人のこの農地を譲り受けるために現況がE判定になっているので、非農地証明申請をされて地目が変わった後に所有権移転をしたいとのことです。
	議 長	他にございませんか。無いようですので、採決に移りたいと思います。 議案第5号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

		(全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でありますので、申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時18分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和7年12月18日
		会長 ☐ 番 ☐ 委員 ☐ 番 ☐ 委員